

沖縄県における養殖用活のかんぱち稚魚の確認に係る取扱要領

第1 趣旨

輸入割当の対象外となる養殖用の活のかんぱち稚魚の確認手続き等については、「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について（平成24年5月8日付け24水漁第248号水産庁長官通知）」（以下「通知」という。）に定めてあるほか、この要領の定めによるものとする。

第2 確認の申請書の提出

確認書の申請書は、通知4の（1）に定める活のかんぱち稚魚の養殖用の確認申請書（以下「確認申請書」という。）に、養殖業者ごとの活のかんぱち稚魚の購入申込書（以下「申込書」という。）の写し（別紙様式1-1）を添付することとする。

第3 確認書の発給

確認書の発給に当たっては、確認申請書に記載された活のかんぱち稚魚の予定数量（尾数）と申込書の写しの突合確認を行うこととする。

第4 活のかんぱち稚魚の活込み尾数の確認

確認書の申請者は、合理的な理由がある場合を除き、通関後30日以内に活込み尾数の確認を行うこととする。

附則 この要領は令和3年6月1日から施行する。